

国際売買に係る紛争時の対応を  
要件事実の観点から解説した唯一の書!

# 要件事実国際売買法

【著】大江 忠 (弁護士)

A5判・640頁・ケース付き 定価：本体8,000円+税

## 本書の特色

- ◆ 国際売買に係る紛争時の対応を要件事実の観点から解説した唯一の書
- ◆ 国際物品売買契約に関する国際連合条約各条における要件事実を整理し、具体的な紛争を想定した設例をもとに解説
- ◆ 紛争対応時において主張又は反論すべき事実が、設例に沿って具体的に把握できる。
- ◆ 訴訟物索引・事項索引・法令索引・CLOUT索引・判例索引を掲載!

## 収録内容 (目次抜粋)

国際物品売買契約に関する国際連合条約

### 第1部 適用範囲及び総則 (1条～13条)

第1章 適用範囲 (1条～6条)

第2章 総則 (7条～13条)

### 第2部 契約の成立 (14条～24条)

### 第3部 物品の売買 (25条～88条)

第1章 総則 (25条～29条)

第2章 売主の義務 (30条)

第1節 物品の引渡し及び書類の交付 (31条～34条)

第2節 物品の適合性及び第三者の権利又は請求 (35条～44条)

第3節 売主による契約違反についての救済 (45条～52条)

第3章 買主の義務 (53条)

第1節 代金の支払 (54条～59条)

第2節 引渡しの受領 (60条)

第3節 買主による契約違反についての救済 (61条～65条)

第4章 危険の移転 (66条～70条)

第5章 売主及び買主の義務に共通する規定

第1節 履行期前の契約違反及び分割履行契約 (71条～73条)

第2節 損害賠償 (74条～77条)

第3節 利息 (78条)

第4節 免責 (79条～80条)

第5節 契約の解除 (81条～84条)

第6節 物品の保存 (85条～88条)

### 第4部 最終規定 (89条～101条)

訴訟物索引・事項索引・法令索引・CLOUT索引・判例索引

要件事実国際売買法

大江 忠 著



大江 忠【著】

『第4版 要件事実民法』(全9巻)も好評発売中!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640

# 国際売買契約を扱う弁護士、 海外企業と物品売買を行う企業関係者必読の書！

## 内容見本

第40条 251

内に通知する点ではほぼ同じであるが、検査・通知を懈怠する結果、売主に対して買主が請求権を失う失権期間を商526条2項後段は6か月と定めるのに対し、本条(2)では2年と定める点で相違がある。

### ●(売主の知っていた不適合)

**第40条** 物品の不適合が、売主が知り、又は知らないことはあり得なかった事実であって、売主が買主に対して明らかにしなかったものに関するものである場合には、売主は、前2条の規定に依拠することができない。

#### Article 40

The seller is not entitled to rely on the provisions of articles 38 and 39 if the lack of conformity relates to facts of which he knew or could not have been unaware and which he did not disclose to the buyer.

### 1 物品の契約不適合についての売主の悪意

本条は、物品の不適合が、売主が知り、又は知らないことはあり得なかった事実であって、売主が買主に対して明らかにしなかったものに関するものである場合について、38条及び39条の通知要件を緩和している。なぜなら、売主には、それらの事実を自己に通知するよう買主に求める合理的な理由がないからである(事務局注釈120頁)。

売主が不適合の通知の合理的な期間経過の抗弁(39条)を提出した場合、買主は、再抗弁として、①売主が不適合の事実を知っていたか、又は知らないはずがあり得なかったことと、②不適合の事実を売主が買主に対して明らかにしなかったことを主張・立証すべきであるとする見解と、②については、売主が買主に対して契約不適合を明らかにしたことについて、売主の再々抗弁となる見解に分かれる。

### ■ 訴訟物 XのYに対する売買契約に基づく代金支払請求権

\*ロシアのX会社は日本のY会社との間で、冷凍蟹100箱を○万円で売買する契約を締結し、東京港にコンテナが到着して、Y会社は、冷凍された蟹は去年捕れたものであること

252

を知るようになったが、蟹が去年捕れたものである事実をX会社は知っていた。Y会社は蟹を含む冷凍の魚介類の売買は特段の指定がない限り今年捕れたものであることが前提とされる国際的慣習が存在すると考えたが、その不適合をX会社に通知することを怠ったまま、最終的に契約を解除した。本件は、X会社がY会社に対し、代金の支払を求めたところ、Y会社は解除をして争ったが、上記の国際的慣習の存否、通知を怠ったか否かが争点となった事案(CLOUT477)である。

**請求原因** 1 XはYとの間で、冷凍蟹100箱を○万円で売買する契約を締結したこと

(解除)

- 抗弁** 1 XはYに冷凍蟹100箱を引き渡したこと  
2 蟹を含む冷凍の魚介類の売買は指定がない限り今年捕れたものであることが前提とされる国際的慣習が存在すること  
3 抗弁1の冷凍された蟹は去年捕れたものであったこと  
\*仮に、抗弁2のような慣習が存在し、9条(2)によってその慣習が適用されるとすれば、本件冷凍蟹は契約不適合であり、かつ、重大な契約違反に当たることになる。  
4 YはXに対し、請求原因1の売買契約を解除する意思表示をしたこと

(合理的な期間の経過)

**再抗弁** 1 Yが物品の不適合を発見し、又は発見すべきであった時から合理的な期間が経過したこと

(売主の悪意)

- 再々抗弁** 1 Y(売主)は抗弁3の不適合の事実を知っていたか、知らないはずがあり得なかったこと  
2 抗弁3の不適合の事実をYがXに対して明らかにしなかったこと  
\*本条に基づく再抗弁である。その不適合につき悪意の売主Xは38条及び39条によって要求されている不適合の通知をYがしなかったこと(再抗弁参照)の効果を主張し得なくなる。

**訴訟物** XのYに対する契約不適合に基づく損害賠償請求権

詳細・お申し込みはコチラ  
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞

第一法規 要件事実国際売買

検索

CLICK!